

**プライバシーへの配慮が必要と指摘される条項に関する  
見直しの基本的な方針について**  
(往訪閲覧規制、書面揭示規制等)

2022年11月30日  
デジタル臨時行政調査会事務局

## プライバシーへの配慮が必要と指摘される条項について

### 課題

- デジタル原則への適合性の点検・見直しを進めている往訪閲覧・縦覧規制、書面掲示規制や、商業登記制度では、行政機関等に対し、保有している情報を（公衆等の）閲覧に供し、掲示し、又は提供することを義務付けている。
- そのうち一部の規制については、機微な情報（個人の氏名、住所等）が含まれており、デジタル原則への適合性の観点から規制の見直しを行うに当たり、デジタルでの閲覧（インターネット閲覧）の場合、アナログでの閲覧（書面閲覧）と比較して情報の加工・流用や目的外利用の危険性が高いため、当該情報に係る特定の個人のプライバシーへの配慮が必要と指摘されている。

### 【対応の方向性】（10/20作業部会資料より抜粋）

- デジタル原則に照らして、デジタルとアナログで閲覧情報の取扱いを揃える（同じ情報を開示することを基本方針とする。この方針に沿って、集中改革期間内に検討・見直しを行い、PHASE3を目指すことを求めていく。

具体的には、次の検討・見直しを求める。

- ・ 規制目的に照らして、閲覧者の範囲、閲覧者の本人確認方法、閲覧情報の内容等が適切であるかという観点から、規制の在り方そのもの見直しを行うこと
- ・ 情報の開示方法や流用リスクの防止等について、技術の活用（アナログでいう職員立会い、謄写防止）も含め検討すること

- 上記の検討・見直しに当たっては、まずはデジタル庁において、デジタル臨調作業部会等の場でプライバシーの専門家を交えて議論し、各省庁に一定の方針を示す。

その後、見直し方針(PHASE)については、各省庁と合意済み

本日の議論

# プライバシーへの配慮が必要と指摘される条項の具体例（1）

## ① 資格者・事業者の名簿等の閲覧に係る制度（商業登記制度を含む） 11条項

- ✓ 現行制度では、資格者や事業者の信頼性確保等の観点から、許認可等を受けた資格者や事業者について、**行政機関等が当該資格者や事業者の情報を記載した名簿等を作成し、閲覧に供すること等とされている。**
- ✓ デジタル原則への適合性の点検・見直しに当たっては、当該名簿等に**個人（資格者本人や事業者の役員等）の「氏名」「住所」「性別」「生年月日」「略歴」「（許認可等に係る）処分履歴」**や、**事業者の「企業情報」\***が記載されているため、デジタルでの閲覧を実現することは、**複写による制度目的を逸脱した不特定多数の者への流出や、不適正な加工・利用等のおそれがあり、プライバシーの保護等の観点から懸念があるとの指摘がある。**

※公共性が高い業務を行う事業者の定款、財産目録、財務諸表等

○建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）

第6条第2項 国土交通大臣は一級建築士名簿を、都道府県知事は二級建築士名簿及び木造建築士名簿を、それぞれ**一般の閲覧に供しなければならない。**

<名簿記載事項>

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| •登録番号、登録年月日         | •処分履歴            |
| • <b>氏名、生年月日、性別</b> | •法定講習履歴          |
| •建築士試験合格年月、合格証書番号   | •構造・設備設計建築士証の番号等 |

## ② 利益関係書類の閲覧に係る制度 2条項

- ✓ 現行制度では、上場会社の役員等のインサイダー取引防止のため、株主が上場会社等に対して短期売買利益の返還請求権の行使の要求等を行う際の情報として、**上場会社等の役員等の短期売買利益関係書類の写しを一定期間公衆の縦覧に供するもの**とされている。
- ✓ デジタル原則への適合性の点検・見直しに当たっては、利益関係書類に、当該**役員**の「氏名」「住所」等が記載されているため、デジタルでの閲覧を実現することは、**悪意を持つ不特定多数の者がいつでも容易に当該役員**の住所等を確認することが可能となり、プライバシーの保護の観点から懸念があるとの指摘がある。

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

第164条第7項 内閣総理大臣は、第四項の規定に基づき上場会社等に利益関係書類の写しを送付した場合には、当該利益関係書類の写しを当該送付の日より起算して三十日を経過した日から第三項に規定する請求権が消滅する日まで（請求権が消滅する日前において内閣総理大臣が第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知った場合には、当該知った日まで）**公衆の縦覧に供するものとする。**

<利益関係書類記載事項>

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| •取引者の氏名又は名称  | •約定年月            |
| •取引者の住所又は所在地 | •取引者と会社との関係      |
| •特定有価証券等の種類  | •売付け等又は買付け等をした数量 |
|              | •売買代金 等          |

## プライバシーへの配慮が必要と指摘される条項の具体例（2）

### ③標識（許認可情報等）の掲示（2条項）

- ✓ 現行制度では、事業者の信頼性確保等の観点から、**許認可等を受けた事業者であること等、法令で定める様式に基づく「標識」を事業者が自ら作成し、事務所等に掲示**することとされている。
- ✓ デジタル原則への適合性の点検・見直しに当たっては、当該標識に個人（事業者が雇用する資格者）の「氏名」等が記載されているため、デジタルでの閲覧を実現することは、**従業員たる個人の情報を閲覧に供することになり、プライバシーの保護の観点から懸念があるとの指摘がある。**

○宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）

第50条第1項 宅地建物取引業者は、事務所等及び事務所等以外の国土交通省令で定めるその業務を行う場所ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令で定める標識を掲げなければならない。

〈標識記載事項〉

・免許証番号 ・免許の有効期間 ・商号又は名称 ・代表者氏名 ・**専任の宅地建物取引士の氏名** ・主たる事務所の所在地等

### ④公示送達制度（16条項）

- ✓ 現行制度では、**行政機関が文書等を相手方に送達しようとする際に、送達を受けるべき者の住所が判明しない場合等に、当該者の権利保護のため、一定の期間、当該者の「氏名」や、当該行政機関において送達すべき書類を保管し、いつでも当該者に交付すべき旨等を、当該行政機関の事務所等に掲示**することとされている。
- ✓ デジタル原則への適合性の点検・見直しに当たっては、公示送達制度では当該者の「氏名」等が公開されるため、デジタルでの公示送達制度を実現することは、**本人の氏名と共に公示送達の対象である旨の情報が容易に拡散され、またその削除が困難**となり、当該者のプライバシーの保護の観点から重大な懸念があるとの指摘がある。

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）

第15条第3項 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

〈掲示場掲示事項〉

・**氏名** ・聴聞の期日及び場所 ・聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 ・第15条第1項各号に掲げる事項（①予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項、②不利益処分の原因となる事実、③聴聞の期日及び場所、④聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地）が記載された書面をいつでもその者に交付する旨

## 本日ご議論いただきたい論点

プライバシーへの配慮が必要と指摘される条項について、各省庁がデジタル原則への適合性を確保する観点から規制の在り方を見直す際に直面する課題に横断的に対応するため、見直しの基本的な方針を示す。

論点③ 方針1～3・総論・スケジュールについて

論点① 閲覧項目について  
論点② 閲覧対象者の範囲について

論点③ 不適正利用を防ぐためのルールについて  
論点④ ルールの実効性を確保するための技術的措置について

[別紙] 公示送達制度について



### 見直しの基本的な方針（案）

1. 本方針の趣旨
2. プライバシーへの配慮が必要と指摘される条項の具体例
3. 見直しの基本的な方針
  - 方針1 アナログ・デジタルで同一情報の開示
  - 方針2 「基本的な考え方」に沿った既存の規制の在り方を見直し
  - 方針3 デジタル技術の活用・導入

#### <基本的な考え方>

- 総論
  - (1) 閲覧項目の見直し
  - (2) 閲覧対象者の範囲の見直し
  - (3) 閲覧情報の不適正な利用を防ぐためのルールの整備

4. 見直しのスケジュール

## プライバシーへの配慮が必要と指摘される条項に関する見直しの基本的な方針（案）

プライバシーへの配慮が必要と指摘される条項については、デジタル原則への適合性を確保するため、以下の方針に沿って規制の見直しを行うものとする（2024年6月までの2年間で見直しを完了する）。なお、本見直し方針は、新規の法令についても適用するものとする。

### 方針1

- アナログ規制の見直しに当たっては、デジタル原則への適合性を確保する観点から、**原則として、アナログで閲覧できる情報と同じ情報をデジタルでも閲覧できるようにする（アナログでもデジタルでも同一の情報を閲覧に供する）**ものとする。また、この方針を法令等で明確化するものとする。

### 方針2

- 上記方針1に沿って見直しを行う際にプライバシーへの配慮が必要な場合には、情報を閲覧可能とすることによって得られる利益とプライバシーの保護とのバランスを図るため、**原則として、以下の「基本的な考え方」に沿って、既存の規制の在り方そのものを見直しを行うものとする。**

次頁以降で議論

### 方針3

- 上記方針2に基づく規制の在り方の見直しを行ってもなおプライバシーの保護の観点から懸念が残る場合には、情報の閲覧により得られる公益が必要以上に損なわれることのないよう留意しつつ、**閲覧対象者に対する適切な情報開示の実現や、開示した情報の加工・流用リスクの低減を図るため、デジタル庁が整備する技術カタログを参照しつつ、デジタル技術の活用・導入を検討するものとする。**

# 一 論点

# プライバシーへの配慮が必要と指摘される条項の見直しに関する論点

## 論点

### ① 総論

- ✓ デジタル原則への適合性を確保するため、プライバシーへの配慮が必要と指摘される規制の見直しに当たっては、「情報を閲覧させることによって得られる利益」と「プライバシー保護の必要性」とのバランスをどのような観点から図るべきか。

### ① 閲覧項目の見直し

- ✓ 規制目的に照らして、何を閲覧項目とすることが適当か

### ② 閲覧対象者の範囲の見直し

- ✓ 規制目的に照らして、閲覧対象者としてどのような者を設定すべきか  
(例：広く「公衆」に閲覧させるべきか、「利害関係者」のみの閲覧とするべきか 等)

### ③ 閲覧情報の不適正な利用を防ぐためのルールの整備

- ✓ 閲覧情報の不適正な利用や拡散を防ぐ観点から、どのような閲覧に係るルールが必要か  
(例：閲覧情報の目的外利用についての考え方、閲覧における「複写・謄写」についての考え方 等)

### ④ ルールの実効性を確保するための技術的措置の導入

- ✓ 閲覧情報の加工・流用や、目的外利用を防ぐ観点から、どのような技術的措置を導入できるか  
(例：閲覧方式の工夫（「一覧」形式ではなく、「検索」形式とする）、ソフトウェアによる情報の自動取得の防止 等)



## 論点①総論について

- ✓ デジタル原則への適合性を確保するため、プライバシーへの配慮が必要と指摘される規制の見直しに当たっては、「情報を閲覧させることによって得られる利益」と「プライバシー保護の必要性」とのバランスをどのような観点から図るべきか。

### 有識者からの意見

#### 1. 比較衡量の観点

- 閲覧のデジタル化に当たっては、「情報を閲覧させることによる行政の公正な運営を知らしめる効果」や「インターネットでの情報の公開が個人のプライバシーへ与えるリスク」について比較衡量する必要がある。
- 「プライバシー」は法令において明確な定義が確立していない。利益の比較衡量の際は、プライバシー侵害という漠然とした懸念ではなく、個人のどのような利益を守る必要があるのかを、規制ごとに具体的に確認する必要がある。
- アナログでの閲覧と比べてデジタルでの閲覧は、①閲覧者の増大による情報拡散と②目的外利用をされる可能性<sup>\*</sup>が大きくなるため、デジタルでの閲覧の方がプライバシー侵害の度合いが大きいことに留意が必要である。  
※第三者に開示してほしくない情報の拡散（破産者マップ等）、DMや不審な郵便物の送りつけ 等
- デジタルでの閲覧では、情報へアクセスする際の様々なコストがアナログでの閲覧に比べて低くなる傾向にある。アナログとデジタルの情報閲覧におけるコストについても、適切な在り方を考えるべきではないか。
- 一方、比較衡量の際は、他の法令においてプライバシー侵害のリスク軽減措置（個人情報保護法、業務妨害罪、名誉毀損罪等の規定、その他事実上のルール等）が既に取られているかという点も重要な観点。

#### 2. その他考慮の際の観点

- インターネットでの閲覧でのみプライバシーの保護を配慮すべきことを問題にするのは適切ではなく、アナログで閲覧させている際にも、プライバシーの保護について同様の配慮をしていたのか検証し、対処するべきではないか。
- デジタルでの閲覧によりプライバシー侵害のリスクがあるのであれば、情報公開請求においても当該情報を不開示情報としているのか整理するべきではないか。

## 論点① 閲覧項目の見直しについて

✓ 規制目的に照らして、何を閲覧項目とすることが適当か

### 具体的な規制の例

#### ○建築士名簿の閲覧（建築士法）

第6条第2項 国土交通大臣は一級建築士名簿を、都道府県知事は二級建築士名簿及び木造建築士名簿を、それぞれ一般の閲覧に供しなければならない。

#### <現行法の閲覧項目>

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| •登録番号、登録年月日       | •処分履歴             |
| •氏名、生年月日、性別       | •法定講習履歴           |
| •建築士試験合格年月、合格証書番号 | •構造・設備設計建築士証の番号 等 |



### 有識者からの意見

- デジタルとアナログで**閲覧情報の取扱いを揃える（同じ情報を開示する）**べきではないか。
- インターネット普及以前に制定された法令など、デジタルでの閲覧を想定していないものもある。デジタルでの閲覧を前提とした閲覧項目となるよう、**デジタルとアナログ両方において、開示項目を見直す**べきではないか。
- 閲覧項目は、**閲覧の規制目的の達成の観点から、必要な情報を必要な粒度で掲載する**べきではないか。
  - 例) 資格者名簿においては、「資格保持者の信頼性確保」という閲覧の規制目的に照らして、以下等を検討するべきではないか。
    - 「性別」や「生年月日」は規制目的に照らして不要ではないか。同姓同名を防ぐという観点では、「登録番号」等で既に足りているのではないか。
    - 「住所」については、訴訟手続、与信審査等にも利用されていることに留意する必要がある。一方、身体危害につながりやすいこと等にも鑑み、規制目的次第では、例えば、非開示や、市区町村までの開示でも足りるのではないか。
    - 資格者の「処分履歴」については、資格者制度の信頼性担保という公益上、消費者による資格者の選定の際にも必要な情報であることから、デジタルにおいても開示させるべきである。

## 論点② 閲覧対象者の範囲の見直しについて

✓規制目的に照らして、閲覧対象者としてどのような者を設定するべきか



### 具体的な規制の例

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

第164条第7項 内閣総理大臣は、第四項の規定に基づき上場会社等に利益関係書類の写しを送付した場合には、当該利益関係書類の写しを当該送付の日より起算して三十日を経過した日から第三項に規定する請求権が消滅する日まで（請求権が消滅する日前において内閣総理大臣が第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知った場合には、当該知った日まで）**公衆の縦覧に供するものとする。**

<利益関係書類記載事項>

- ・取引者の氏名又は名称
- ・取引者の住所又は所在地
- ・特定有価証券等の種類

- ・約定年月
- ・取引者と会社との関係
- ・売付け等又は買付け等をした数量
- ・売買代金 等

### 有識者からの意見

- 「一般の閲覧に供しなければならない」等となっている規定について、閲覧の規制目的の達成の観点から、「**利害関係者**」（**情報を閲覧する正当な利益がある者**）にのみ閲覧させるべき条項がないか点検するべきではないか。  
例) 「利益関係書類」の閲覧については、インサイダー取引防止のために、一定の関係者が閲覧できれば規制目的を達成できるため、「一般に縦覧」させる必要はないのではないか。
- 「住所」のように閲覧情報を提供することによりプライバシーの確保に懸念が生じる項目については、「**利害関係者**」と「**一般の者**」で**閲覧情報を区別する**（「利害関係者の範囲」を規制目的に照らして特定することを含む。）ことも検討するべきではないか。

## (参考) 商業登記制度における会社代表者住所の取扱いに関する諸外国制度の概要

諸外国では、代表者住所が登記事項とされていないか、登記事項とされていても、公開を望まない場合の代替手段を許容しているなどの例がある。諸外国でも、我が国と同様、一般に向けてオンラインでの商業登記情報の閲覧等を可能とするサービスを提供している。

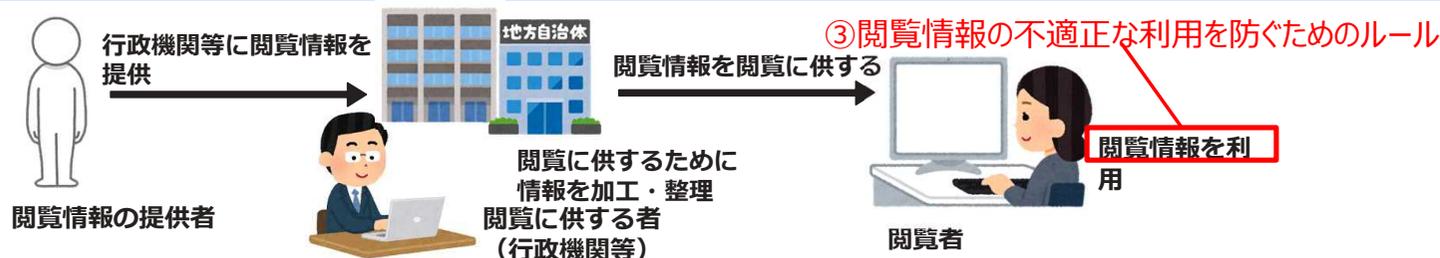
	国名	制度の概要
①代表者住所は登記事項とされていない	米国 (デラウェア州)	会社の州内の登録事務所の所在地が登記事項になっており、登記と同じ情報が公表されている。 (法人に提出が義務付けられている「年次報告書」(取締役氏名・住所を含む)の情報公開請求によって、取締役の住所を確認可能)
	エストニア	会社の登録事務所及び住所が登記事項になっており、登記と同じ情報が公表されている。
②代表者住所は登記事項とされているが、公開を望まない場合は当該情報に代わる情報が公表されている	英国	代表者住所は登記事項となっているが、公開をのぞまない場合は、郵便物送付先の住所のみ公表することが可能 (会社法により、代表者住所は保護情報として登記官による使用・開示も、規制の範囲内に限って認められている。)
③代表者住所は登記事項とされているが、地番まで登記されるものではない	ドイツ	代表者住所は、「～市」といった広範囲の情報で登記がされており、登記と同じ情報が公表されている。
④代表者住所は登記事項とされ、公表されている	フランス	代表者住所は登記事項とされ、公表もされている。

出典：商業・法人登記制度に関する外国法制等の調査研究業務 報告書(平成28年1月) (公益社団法人 商事法務研究会)

<https://www.moj.go.jp/content/001185597.pdf>

## 論点③ 閲覧情報の不適正な利用を防ぐためのルールの整備について

✓ 閲覧情報の不適正な利用や拡散を防ぐ観点から、どのような閲覧に係るルールが必要か



### 有識者からの意見

#### 1. 目的外利用への対応

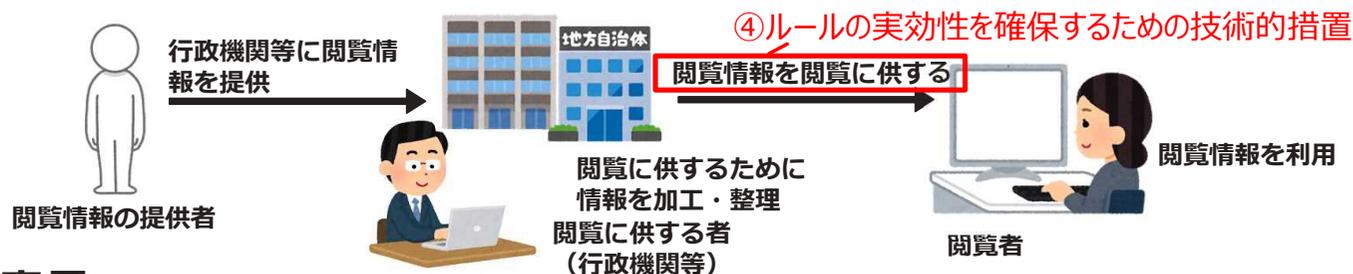
- 閲覧者による情報の「**目的外利用**」を禁止すること等を、**実行上のルールとして明確化**すべきではないか。その際、ルールを破った場合の制裁措置も検討すべきではないか。
- 個人情報保護法の不適正利用禁止規定のように、**閲覧情報の二次利用の悪質なケースについて「不適正利用の禁止」としてルール化**すべきではないか。
- 関係行政機関と連携して、**閲覧情報の「不適正利用」の通報等の措置**も検討してはどうか。
- 閲覧請求者に「**閲覧の必要性**」を申告させ、その目的以外での利用を禁止することでリスク低減を図ることとしてはどうか。
- 閲覧に当たっては、個人情報保護法の規定が実効性のあるものとして機能するための措置が取られるべきではないか。

#### 2. 閲覧者が情報を閲覧する際のルール

- デジタル時代においては、複写・謄写を技術的措置により制限するのは限界があるため、「**複写・謄写**」されることを前提に**閲覧に係る事項を見直す必要がある**のではないか。
- 「閲覧請求の際に、**「閲覧の必要性」を申請させ**、情報の利用について「**利用規約**」で**同意を得る**ことで閲覧情報の不用意な流出に制限をかける方法もあるのではないか。

## 論点④ ルールの実効性を確保するための技術的措置の適用について

✓ 閲覧情報の加工・流用や、目的外利用を防ぐ観点から、どのような技術的措置を導入できるか



### 有識者からの意見

- 名簿の閲覧について、一度に全ての情報を表示する「一覧」方式での閲覧ではなく、「検索」方式の閲覧とするなど必要な部分についてのみ閲覧させることでも閲覧目的は達成できるのではないかと。
- 閲覧情報への不正なアクセスやウェブサイト上の閲覧情報のソフトウェアによる自動取得を防止する措置として、同一IPアドレスによる閲覧回数の制限や人間とコンピュータの判別テスト等の措置を設けるべきではないかと。
- 閲覧情報へのアクセスの際に、IPアドレスの取得だけでなく、マイナンバーカード等で認証するなどして閲覧者の本人認証を行うとともに、その認証情報を記録し、閲覧履歴を被閲覧者に自動通知する設定も検討できるのではないかと。
- 閲覧に当たって、目的外利用をしないことを同意しないと、閲覧画面に進めない設計にすることも検討するべきではないかと。
- 上記のような論点がある一方、技術的な措置を講じたとしても、他の技術的な手段により回避することもできてしまう（同一IPアドレスの制限を行ってもプロキシを経由させるなどして回避する）ことから、まずは制度の見直しの方により注力した方がよいのではないかと。
- 技術的措置の導入により、情報を閲覧させることによって得られる利益が必要以上に損なわれることの無いよう、情報を閲覧させることによって得られる利益とプライバシーの保護の必要性とを比較衡量した上で、技術導入を図るべきではないかと。

# 一 參考資料

## 最高裁決定（比較衡量の基準に関する参考資料）

平成28年（許）第45号

投稿記事削除仮処分決定認可決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件

平成29年1月31日 第三小法廷決定

…以上のような検索事業者による検索結果の提供行為の性質等を踏まえると、検索事業者が、ある者に関する条件による検索の求めに応じ、その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である。

## (参考)プライバシーへの配慮が必要と指摘される条項一覧

- |                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 1. 資格者・事業者の名簿等の閲覧に係る制度（商業登記制度を含む） | P17 |
| 2. 利益関係書類の閲覧に係る制度                 | P24 |
| 3. 標識(許認可情報等)の掲示に係る制度             | P25 |

## (参考) 資格者・事業者の名簿等の閲覧に係る制度①

	法令	規制内容	閲覧対象者	閲覧項目	規制目的	デジタルによる情報開示を行う際の具体的な懸念	(備考) デジタル原則への対応状況
1	建築士法 (国交省)	国土交通大臣や都道府県知事が建築士名簿を一般の閲覧に供するもの	一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録番号、登録年月日</li> <li>氏名、生年月日、性別</li> <li>建築士試験合格年月、合格証書番号</li> <li>処分履歴</li> <li>法定講習履歴</li> <li>構造・設備設計建築士証の番号、交付年月日、返納した者にあつては返納年月日</li> </ul>	建築士の資格の有無を始め、どの建築士が構造設計や設備設計の専門家であるか等、幅広く情報開示を行うことで、消費者が市場において建築士を適切に選択できる措置を講ずること(構造計算書偽装事件を契機に閲覧に供することとしたもの。)	オンラインで閲覧させる場合、画面を別のカメラで撮影するなど複写されることにより、建築士に係る個人のプライバシー情報(生年月日や性別)が本閲覧規定の目的を逸脱して不特定多数に流布することとなるおそれがある。	デジタルで開示されていない(日本建築士会連合会及び47都道府県建築士会の窓口のみで閲覧可能)
2	建築士法 (国交省)	都道府県知事が建築士事務所登録簿を一般の閲覧に供するもの	一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築士事務所の名称及び所在地</li> <li>一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別</li> <li>開設者の氏名</li> <li>管理建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別</li> <li>建築士事務所に属する建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別</li> <li>建築士事務所の登録年月日、登録番号</li> <li>建築士事務所に属する建築士の登録番号</li> <li>建築士事務所の取消し、戒告又は閉鎖の処分及びこれらを受けた年月日</li> </ul>	建築士事務所登録の有無を始め、管理建築士や所属建築士に関する情報等、幅広く情報開示を行うことで、消費者が市場において建築士事務所を適切に選択できる措置を講ずること(所属建築士の氏名等については、構造計算書偽装事件を契機に閲覧に供することとしたもの。)	オンラインで閲覧させる場合、画面を別のカメラで撮影するなど複写されることにより、建築士に係る個人のプライバシー情報(氏名や住所(事務所所在地と自宅を兼ねている場合)等)が本閲覧規定の目的を逸脱して不特定多数に流布することとなるおそれがある。	デジタルで開示されていない(47都道府県建築士事務所協会の窓口のみで閲覧可能)

## （参考）資格者・事業者の名簿等の閲覧に係る制度②

法令	規制内容	閲覧対象者	閲覧項目	規制目的	デジタルによる情報開示を行う際の具体的な懸念	（備考） デジタル原則への対応状況
宅地建物取引業法 （国交省）	国土交通大臣や都道府県知事が宅地建物取引業者名簿等を一般の閲覧に供するもの	一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地建物取引業経歴書</li> <li>商号、役員の氏名、事務所の所在地</li> <li>専任の宅地建物取引士の氏名</li> <li>直前一年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書（法人の場合に限る）</li> <li>行政処分に関する情報 等</li> </ul>	宅地建物取引業者名簿等を一般の閲覧に供することによって、宅建業者の事業の状態に関する情報を提供し、宅建業者と取引する相手方や取引の関係者が、当該宅建業者の免許の有無、事業規模等を把握し、適切な宅建業者を選定することができる措置を講ずること	オンラインで閲覧させる場合、画面を別のカメラで撮影するなど複写されることにより、宅地建物取引業者に係る個人のプライバシー情報（氏名や住所（事務所所在地と自宅を兼ねている場合）等）や企業の内部情報（財務諸表等）といった機微な情報が本閲覧規定の目的を逸脱して不特定多数に流布することとなるおそれがある。	デジタルで開示されていない （各地方整備局及び各都道府県庁の窓口のみで閲覧可能） ※閲覧所で閲覧できる情報のうち、個人のプライバシー情報や企業の内部情報等に当たらないもの（宅建業者の免許の有無、名称、免許証番号、代表者主たる事務所の所在等の情報等）については、大臣免許、知事免許の全ての宅建業者の情報を国土交通省HPで一括して確認できる利便性を確保

## (参考) 資格者・事業者の名簿等の閲覧に係る制度③

	法令	規制内容	閲覧対象者	閲覧項目	規制目的	デジタルによる情報開示を行う際の具体的な懸念	(備考) デジタル原則への対応状況
4	不動産の鑑定評価に関する法律 (国交省)	国土交通大臣や都道府県知事が不動産鑑定業者登録簿等を公衆の閲覧に供するもの	公衆	<ul style="list-style-type: none"> <li>①名称又は商号</li> <li>②個人であるときはその氏名、法人であるときはその役員の氏名</li> <li>③事務所の名称及び所在地</li> <li>④事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名</li> <li>⑤登録年月日及び登録番号</li> <li>⑥不動産鑑定業経歴書 (直近5年間の受注件数及び報酬額など)</li> <li>⑦事務所ごとの不動産鑑定士の氏名を記載した書面</li> <li>⑧登録拒否事項に該当しないことを誓約する書面</li> <li>⑨専任の不動産鑑定士の設置に関する要件を備えていることを証する書面</li> <li>⑩法人である場合には定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (省令事項)</li> <li>⑪登録申請者及び事務所ごとの専任の不動産鑑定士の略歴を記載した書面 (省令事項)</li> <li>⑫過去一年間における事業実績の概要を記載した書面 (業者のその年の受注件数及び報酬額など)</li> <li>⑬事務所ごとの不動産鑑定士の変動を記載した書面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産の鑑定評価を必要とする者の利便</li> <li>・不動産鑑定業の運営の適正化</li> </ul>	左欄 (閲覧項目欄) の書類を開示することにより、不動産鑑定士の氏名 (⑦⑬)、略歴 (⑪)、不動産鑑定業者の報酬額 (⑥⑫) といった個人の収入に直結した情報が不特定多数に分かってしまうため、個人のプライバシーの観点から慎重な取扱いが必要である。現行の閲覧の運用においても、職員が閲覧希望者の職業や閲覧目的等を確認し、複写や撮影がなされないよう閲覧を実施しているなど、制度の目的と不動産鑑定業者の保護のバランスを取った慎重な運用を実施している。	デジタルで一部開示されている (各地方整備局及び各都道府県庁の窓口、国交省本省ホームページ(⑬の一部)で閲覧可能)

## (参考) 資格者・事業者の名簿等の閲覧に係る制度④

	法令	規制内容	閲覧対象者	閲覧項目	規制目的	デジタルによる情報開示を行う際の具体的な懸念	(備考) デジタル原則への対応状況
5	資産の流動化に関する法律 (金融庁)	内閣総理大臣が特定目的会社名簿を公衆の縦覧に供するもの	一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>商号</li> <li>営業所の名称及び所在地</li> <li>取締役及び監査役の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所</li> <li>違法行為等の是正命令及び業務の停止命令に関する事項</li> <li>内閣府令で定める事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>特定社員の氏名又は名称及び住所並びに保有する特定出資金額</li> <li>(取締役及び監査役が他の法人の常務に従事し又は事業を営んでいる場合) 取締役及び監査役の氏名並びに他の法人の名称及び業務の種類又は事業の種類</li> <li>(会計参与設置会社である場合) その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び住所</li> </ul> </li> </ul>	投資者に対する情報開示に資するため	インターネット上での情報開示は書面での開示と異なり、海外を含む不特定多数の者が閲覧可能となるため、悪意をもって他者の住所を調べようとする者が他人の目を気にすることなく、いつでも容易に他者の住所を確認することができるようになってしまう。具体的には、左記目的に反し、インターネット上で開示される登録簿を利用して、 <ul style="list-style-type: none"> <li>名簿掲載者に対するストーカー被害が生じること</li> <li>元配偶者が名簿掲載者の現住所を把握すること</li> <li>名簿掲載者に対して不審な郵便物が接すること</li> </ul> といった懸念が考えられる。	当該法令に基づくデジタルでの開示は行われていない。 一方、運用上は、「取締役等の氏名・住所」等一部の項目を除いて「特定目的会社届出一覧」としては金融庁ホームページに掲載中ではある。 なお、取締役及び監査役の氏名・住所は、法務省が運用する「登記情報提供サービス」でオンラインで確認可能。
6	投資信託及び投資法人に関する法律 (金融庁)	内閣総理大臣が投資法人登録簿を公衆の縦覧に供するもの	一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録年月日及び登録番号</li> <li>法第六十七条第一項第一号から第四号まで、第六号から第十号まで、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる事項並びに本店の所在場所</li> <li>執行役員、監督役員及び会計監査人の氏名又は名称及び住所</li> <li>資産運用会社の名称及び住所</li> <li>資産運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約の概要</li> <li>資産保管会社の名称及び住所</li> <li>投資法人の存続期間又は解散の事由についての規約の定めがあるときは、その定め</li> <li>内閣府令で定める事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>主要な投資主の氏名又は名称及び住所</li> <li>一般事務受託者名称及び住所並びに沿革 等</li> </ul> </li> </ul>	同上	同上	当該法令に基づくデジタルでの開示は行われていない。 一方、運用上は、「執行役員等の氏名・住所」等一部の項目を除いて「登録投資法人登録一覧」として、金融庁ホームページに掲載中ではある。 なお、執行役員の氏名・住所、監督役員・会計監査人の氏名は、法務省が運用する「登記情報提供サービス」でオンラインで確認可能。

## (参考) 資格者・事業者の名簿等の閲覧に係る制度⑤

	法令	規制内容	閲覧対象者	閲覧項目	規制目的	デジタルによる情報開示を行う際の具体的な懸念	(備考) デジタル原則への対応状況
	公認会計士 7法 (金融庁)	内閣総理大臣が 有限責任監査法 人登録簿を公衆の 縦覧に供するもの	一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録年月日及び登録番号</li> <li>名称</li> <li>事務所の所在地</li> <li>社員の氏名及び住所</li> <li>資本金の額</li> <li>内閣府令で定める事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 社員の総数</li> <li>➢ 公認会計士である社員の数</li> </ul> </li> </ul>	<p>・特定の監査証明の担当社員として指定された有限責任監査法人の社員は、当該監査証明に係る有限責任監査法人の債務について無限連帯責任を負うものとされている。</p> <p>・公衆縦覧事項のうち社員の氏名及び住所は、当該指定を受けた社員が上記責任を負担する可能性があることに配慮して定められているもの。</p>	<p>インターネット上での情報開示は書面での開示と異なり、海外を含む不特定多数の者が閲覧可能となること、デジタル技術を用いて複製、編集等を行う危険性があることなど、その他様々なリスクが出てくることに留意する必要がある。</p> <p>具体的には、左記目的に反し、インターネット上で開示される登録簿を利用して、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名簿掲載者に対するストーカ被害が生じること</li> <li>・元配偶者が名簿掲載者の現住所を把握すること</li> <li>・名簿掲載者に対して不審な郵便物が届くこと</li> </ul> <p>といった懸念が考えられる。</p>	<p>当該法令に基づくデジタルでの開示は行われていない。</p> <p>一方、運用上は、「社員の氏名及び住所」等一部の項目を除いて「有限責任監査法人一覧」として、金融庁ホームページに掲載中ではある。</p> <p>なお、社員の氏名は、法務省が運用する「登記情報提供サービス」でオンラインで確認可能。</p>

## (参考) 資格者・事業者の名簿等の閲覧に係る制度⑥

	法令	規制内容	閲覧対象者	閲覧項目	規制目的	デジタルによる情報開示を行う際の具体的な懸念	(備考) デジタル原則への対応状況
8	建築士法 (国交省)	建築士事務所の開設者が当該建築士事務所の業務の実績等を設計等を委託しようとする者の閲覧に供するもの	設計等を委託しようとする者	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該建築士事務所の業務の実績を記載した書類（個別物件に関する委託者名、住所や建築物の名称等）</li> <li>当該建築士事務所に属する建築士の氏名及び業務の実績を記載した書類</li> <li>設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあつては、その内容を記載した書類</li> <li>その他建築士事務所の業務及び財務に関する書類で国土交通省令で定めるもの (建築士事務所の名称・所在地、事務所開設者氏名、事務所登録番号及び登録有効期間、所属建築士氏名、所属建築士の登録番号、直近の講習受講年月日等)</li> </ul>	建築士事務所登録の有無を始め、業務実績や保険契約に関する情報等、幅広く情報開示を行うことで消費者が市場において建築士事務所を適切に選択できる措置を講ずること	オンラインで閲覧させる場合、画面を別のカメラで撮影するなど複写されることにより、第三者のプライバシー情報（個別物件に関する委託者名、住所や建築物の名称等）が本閲覧規定の目的を逸脱して不特定多数に流布することとなるおそれがある。	デジタルで開示されていない (各建築士事務所のみで閲覧可能)
9	建築基準法 (国交省)	指定確認検査機関が業務の実績を記録した書類を関係者の閲覧に供するもの	確認を受けようとする者その他の関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該指定確認検査機関の業務の実績を記載した書類</li> <li>確認検査員の氏名及び略歴を記載した書類</li> <li>確認検査の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあつては、その内容を記載した書類</li> <li>その他指定確認検査機関の業務及び財務に関する書類で国土交通省令で定めるもの (定款及び登記事項証明書、財産目録、財務諸表、役員・構成員の氏名・略歴 5%以上保有株主の氏名及び株式の数又は出資の価額記載書類 等)</li> </ul>	公共性が高い業務の適確性及び経営の安定性を示す情報、業務の遂行能力を示す情報並びに組織の内容を示す情報を建築主等に情報開示することで、建築主等が公正で技術的能力が高く、万が一不適確な確認審査が原因となつて被害が生じた場合であっても相当の賠償を行える機関を選択できる措置を講ずること	オンラインで閲覧させる場合、画面を別のカメラで撮影するなど複写されることにより、検査員や法人役員に係る個人のプライバシー情報（氏名や略歴等）が本閲覧規定の目的を逸脱して不特定多数に流布することとなるおそれがある。	デジタルで開示されていない (各指定確認検査機関の事務所のみで閲覧可能)

## (参考) 資格者・事業者の名簿等の閲覧に係る制度⑦

	法令	規制内容	閲覧対象者	閲覧項目	規制目的	デジタルによる情報開示を行う際の具体的な懸念	(備考) デジタル原則への対応状況
10	建築基準法 (国交省)	指定構造計算適合性判定機関が業務の実績を記録した書類を関係者の閲覧に供するもの	構造計算適合性判定を受けようとする者その他の関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該指定構造計算適合性判定機関の業務の実績を記載した書類</li> <li>構造計算適合性判定員の氏名及び略歴を記載した書類</li> <li>構造計算適合性判定の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあつては、その内容を記載した書類</li> <li>その他指定構造計算適合性判定機関の業務及び財務に関する書類で国土交通省令で定めるもの (定款、財産目録、財務諸表、役員・構成員の氏名・略歴 5%以上保有株主の氏名及び株式の数又は出資の価額記載書類 等)</li> </ul>	公共性が高い業務の適確性及び経営の安定性を示す情報、業務の遂行能力を示す情報、業務の組織の内容を示す情報を建築主等に情報開示することで、建築主等が公正で技術的能力が高く、万が一不適確な適合性判定が原因となつて被害が生じた場合であっても相当の賠償を行える機関を選択できる措置を講ずること	オンラインで閲覧させる場合、画面を別のカメラで撮影するなど複製されることにより、判定員や法人の役員に係る個人のプライバシー情報(氏名や略歴等)が本閲覧規定の目的を逸脱して不特定多数に流布することとなるおそれがある。	デジタルで開示されていない (各指定構造計算適合性判定機関の事務所のみで閲覧可能)

## (商業登記制度)

	法令	規制内容	閲覧対象者	閲覧項目	規制目的	デジタルによる情報開示を行う際の具体的な懸念	(備考) デジタル原則への対応状況
11	商業登記法 (法務省)	手数料を納付して、登記簿に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付を請求することができるもの	一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>登記事項 (株式会社の場合、会社の目的、商号、本店所在場所、発行可能株式総数、資本金の額、取締役の氏名、代表取締役の氏名及び住所等)</li> </ul>	商人及び会社に関する事項で取引上重要なものを商業登記簿に記録し、これを一般の用に供することによってその事項を公示し、もって取引の安全と円滑に寄与する。	法人代表者の住所については、プライバシー保護の要請があるところ、オンラインにより公表されると、容易にこの情報が取得される。	「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律」及び同施行規則の規定に基づき、手数料を支払うことにより登記情報提供サービス上で原則として法人の代表者の住所を含めた登記情報のデジタルでの取得が可能。

## (参考) 利益関係書類の閲覧に係る制度

	法令	規制の内容	閲覧対象者	閲覧項目	規制目的	デジタルによる情報開示を行う際の具体的な懸念	(備考) デジタル原則への対応状況
1	金融商品取引法 (金融庁)	内閣総理大臣が上場会社等の役員等の短期売買利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供するもの	一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引者の氏名又は名称</li> <li>取引者の住所又は所在地</li> <li>特定有価証券等の種類</li> <li>約定年月</li> <li>取引者と会社との関係</li> <li>売付け等又は買付け等をした数量</li> <li>売買代金 等</li> </ul>	株主が上場会社等に対して短期売買利益の返還請求権の行使の要求・返還請求権の代位行使をするための情報提供	インターネット上での情報開示は書面での開示と異なり、海外を含む不特定多数の者が閲覧可能となるため、悪意をもって他者の住所を調べようとする者が他人の目を気にすることなく、いつでも容易に他者の住所を確認することができるようになってしまう。 具体的には、左記目的に反し、インターネット上で開示される登録簿を利用して、 ・名簿掲載者に対するストーカー被害が生じること ・元配偶者が名簿掲載者の現住所を把握すること ・名簿掲載者に対して不審な郵便物が届くことといった懸念が考えられる。	デジタルでは開示されていない。 (関東財務局にて閲覧に供している)
2	金融商品取引法 (金融庁)	内閣総理大臣が組合利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供するもの	一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引者の氏名又は名称</li> <li>取引者の住所又は所在地</li> <li>特定有価証券等の種類</li> <li>約定年月</li> <li>取引者と会社との関係</li> <li>売付け等又は買付け等をした数量</li> <li>売買代金 等</li> </ul>	株主が上場会社等に対して短期売買利益の返還請求権の行使の要求・返還請求権の代位行使をするための情報提供	インターネット上での情報開示は書面での開示と異なり、海外を含む不特定多数の者が閲覧可能となるため、悪意をもって他者の住所を調べようとする者が他人の目を気にすることなく、いつでも容易に他者の住所を確認することができるようになってしまう。 具体的には、左記目的に反し、インターネット上で開示される登録簿を利用して、 ・名簿掲載者に対するストーカー被害が生じること ・元配偶者が名簿掲載者の現住所を把握すること ・名簿掲載者に対して不審な郵便物が届くことといった懸念が考えられる。	デジタルでは開示されていない。 (関東財務局にて閲覧に供している)

## (参考) 標識 (許認可情報等) の掲示に係る制度

	法令	規制の内容	閲覧対象者	掲示項目	規制目的	デジタルによる情報開示を行う際の具体的な懸念	(備考) デジタル原則への対応状況
1	宅地建物取引業法 (国交省)	宅地建物取引業者は、事務所等ごとに、右記を記載した標識を掲示すべき旨を定めたもの。	宅地建物取引業の事務所等における取引の相手方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免許証番号</li> <li>・免許の有効期間</li> <li>・代表者氏名</li> <li>・商号又は名称</li> <li>・専任の宅地建物取引士の氏名</li> <li>・主たる事務所の所在地</li> <li>・電話番号 等</li> </ul>	標識が掲示された場所において宅地建物取引業を営んでいる者が宅地建物取引業の免許を受けた業者であることを明示し、購入者等の取引関係者が無免許業者と取引を行うことを防止し、ひいては無免許営業を封ざること	「専任の宅地建物取引士の氏名」の公開については、当該者が必ずしも代表者として業を営んでいるものではなく、多くの宅地建物取引士が従業員として雇用される立場にあるため、プライバシーの保護の観点に十分留意する必要がある。 (昨今のストーカー対策等についても配慮する必要がある。)	標識に掲示されている情報のうち、個人のプライバシー情報等に当たらないもの(宅建業者の免許の有無、名称、免許証番号、代表者、主たる事務所の所在等の情報等)については、大臣免許、知事免許の全ての宅建業者の情報を国土交通省HPで一括して確認できる利便性を確保
2	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 (国交省)	マンション管理業者は、事務所等ごとに、右記を記載した標識を掲示すべき旨を定めたもの。	マンション管理業の事務所等における取引の相手方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録番号</li> <li>・登録の有効期間</li> <li>・商号、名称又は氏名</li> <li>・代表者氏名</li> <li>・専任の管理業務主任者の氏名</li> <li>・主たる事務所の所在地</li> <li>・電話番号</li> </ul>	標識が掲示された場所においてマンション管理業を営んでいる者が登録を受けた業者であることを明示し、取引関係者が無登録業者と取引を行うことを防止し、ひいては無登録営業を封ざること	「専任の管理業務主任者の氏名」の公開については、当該者が必ずしも代表者として業を営んでいるものではなく、多くの管理業務主任者が従業員として雇用される立場にあるため、プライバシーの保護の観点に十分留意する必要がある。 (昨今のストーカー対策等についても配慮する必要がある。)	標識に掲示されている情報のうち、個人のプライバシー情報等に当たらないもの(登録の有無、名称、登録番号、代表者、主たる事務所の所在等の情報等)については、国土交通省HPで一括して確認できる利便性を確保